

# ベトナム改正労働法の重要事項について

岡山県ベトナムビジネスサポートデスク (I-GLOCAL Nguyen Nhu Khanh Quynh)

## 1. はじめに

2012年に現行の労働法が施行されて以降、近年の著しい経済成長により、その改正の必要性が幾度となく議論されてきたなかで、2019年11月、新たな労働法が国会で可決され、2021年1月から施行されることが決定した。そこで本稿では、改正点のうち、外資系企業に大きな影響を与える重要な変更点を説明する。

## 2. 改正点

### 2.1. 労働契約の種類

改正法では、12ヶ月未満の季節業務や特定業務の期限付労働契約の規定が削除され、全ての労働契約は以下の2種類に分類される。

- 無期限労働契約
- 有期限労働契約（最長36ヶ月、最短契約期間の規定なし）

現行労働法で規定されている12ヶ月未満の季節的業務や特定業務のための契約は、改正法では業務の種類を問わず36ヶ月までの期間で有期限労働契約を締結することになる。有期限労働契約の更新については、現行法と同様1回限り認められており、2回以上更新をする場合には無期限労働契約を締結することになる。なお、外国人労働者については例外が認められている。

（以下、2.4参照）

また、改正法には、「労働契約の期限が切れた日から30日以内に雇用主と労働者間において新たな労働契約を締結しなければならないが、新たな労働契約を締結していない期間は両当事者の権利と義務は締結済の労働契約に従う」ということがはっきりと明記され、これまで不明確であった両者間の権利や義務が明瞭化された。

### 2.2. 勤務中の休憩時間

現行法においては、連続6時間または8時間勤務する場合には30分以上の休憩を付与する必要があったが、改正法ではこの「連続勤務」の概念が削除され、勤務中の休憩時間については、「1日に6時間以上勤務する労働者は少なくとも30分の休憩、深夜勤務（22時～6時）の場合は少なくとも45分の休憩を取ることができ、また、この休憩時間は勤務時間に加算されない」と規定された。ただし、シフト制勤務の場合は、休憩時間が勤務時間に加算されることになるので、

ご留意いただきたい。

### 2.3. 祝祭日

現行法では年間10日間の祝祭日が規定されているが、改正法ではベトナム建国記念日（9月2日）の前日か翌日どちらかに祝日が1日追加されることとなった。具体的な日程は、毎年首相によって規定される。

### 2.4. 外国人労働者に関する規定

#### ●労働契約締結

現行法では具体的に規定されておらず、外国人労働者もベトナム人と同様に、有期限契約を2回更新した後は、無期限契約を締結する必要があるかどうか議論されていたが、改正法では「ベトナムで勤務する外国人労働者を採用する際には、雇用主と労働者間で合意の上、期限付労働契約を複数回締結することができる」という規定が追加され、雇用期間については労働許可証の期限に合わせる事が明記された。

#### ●労働許可証免除対象

これまで、有限責任会社の出資者、株式会社の取締役会構成員は労働許可証の免除が認められていたが、改正法では新たにベトナム人と婚姻しベトナムに居住している外国人労働者についても免除対象に含まれる。

#### ●労働許可証の有効期限

改正法では労働許可証の期限は最長2年間で、1回だけ（最長2年間）延長することができると規定された（現行法は最長2年で、期間満了時は再申請が必要との理解）。労働許可証の申請手続きには、「新規申請」と「延長申請」（手続き上、延長申請のほうが簡易）があり、改正法上の「延長」とは「延長申請」を意味する。今回、期間延長の回数の規定はされたが、これが単に延長回数の制限を意味するのか、もしくは同一の職位・職務における労働期間が最大4年に限定されるか、どちらかは明確になっていないのが現状である。

また、労働許可証取得後に、実際に行っている業務が労働許可証の許可範囲と異なる場合に、労働許可証が失効するとの規定も追加されたので、申請する業務（職位）は慎重に検討し、労働契約書と関連性のある内容を明記するなどして、注意を払う必要がある。

### 2.5. 定年退職の年齢

男性については2028年までに満62歳、女性については2035年までに満60歳とすると規定され、定年退職年齢は2021年から毎年引き上げ調整される。具体的には、男性は現行法で定年退職年

齡が60歳と規定されているが、2021年から2028年まで毎年3か月ずつ引き上げられ、最終的な定年は満62歳になる予定である。一方、女性は現行法で55歳だが、2021年から2035年まで毎年4か月ずつ引き上げられ、最終的に満60歳となる。

### 3. おわりに

上記で述べたように、今回の改正により、労働条件をはじめとして多くの点で現行法からの変更が行われることになったが、労働法は労働者のみならず、雇用主側にとっても重要な論点である。新労働法は2021年1月から施行される予定であるが、未だに不明確な部分もあるため、実務的な変更や影響がどの程度あるのか、今後もその動向を注視する必要がある。

### 参考文献

労働法改正によって経済発展から労働者が利益を得る（2019年11月20日）  
[https://www.ilo.org/hanoi/Informationresources/Publicinformation/newsitems/WCMS\\_729340/ang--vi/index.htm](https://www.ilo.org/hanoi/Informationresources/Publicinformation/newsitems/WCMS_729340/ang--vi/index.htm)

2019年労働法改正点（2019年12月11日）  
<https://luatvietnam.vn/lao-dong-tien-luong/diem-moi-cua-bo-luat-lao-dong-2019-562-22946-article.html>

2019年労働法改正点まとめ（2019年12月12日）  
<https://danluat.thuvienphapluat.vn/>

#### 【岡山県ベトナム・カンボジアビジネスサポートデスク】

<<日本国内デスク（株式会社I-GLOCAL内）>>

【所在地】：東京都中央区銀座1丁目18番2号 辰ビル7F

【担当者】：鎌塚 麻由子（かまづかまゆこ）

<<ベトナム/ホーチミン現地デスク（I-GLOCALホーチミン事務所内）>>

【所在地】：14th Floor, TNR Tower, 180-192 Nguyen Cong Tru Street, District 1, Ho Chi Minh City, Vietnam

【担当者】：鈴木 友紀（すずきゆき）

<<ベトナム/ホーチミン現地デスク（I-GLOCALハノイ事務所内）>>

【所在地】：Room 1206, 12th Floor, Indochina Plaza Ha Noi Tower, 241 Xuan Thuy Street, Cau Giay District., Ha Noi, Vietnam

【担当者】：牛尾 俊介（うしおしゅんすけ）

<<カンボジア現地デスク（I-GLOCALカンボジア事務所内）>>

**【所在地】**：13th Floor, Phnom Penh Tower, #445, Monivong Blve (St.93/232), Sangkat Boeung Pralit, Khan 7 Makara, Phnom Penh, Cambodia

**【担当者】**：Mak Brathna(マク・ブラタナ)

※デスクのご利用にあたっては、「岡山県ベトナム・カンボジアビジネスサポートデスク」  
利用の手引きをご覧のうえ、まずは岡山県産業企画課マーケティング推進室 (086-226-7365)  
までご相談ください。